

告 示

埼玉県告示第千百九十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字新町三十八番）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字新町三十八番）

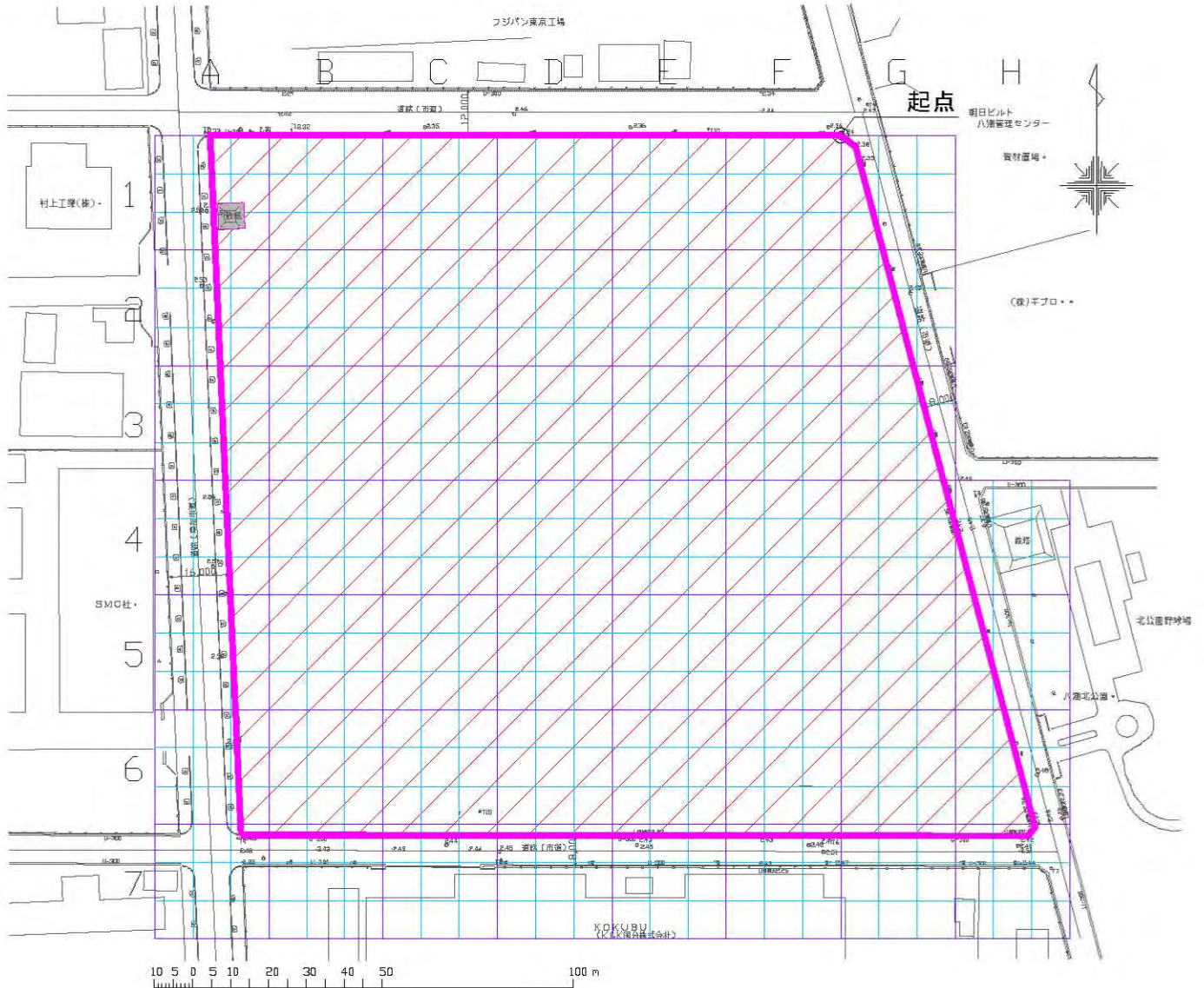
【形質変更時要届出区域の土地の所在と面積】

所在：埼玉県八潮市新町 38 番

面積：34,438.84m²

【格子の回転角度】

対象地の最北端の地点（複数あるため最も東にある地点）を起点として東西南北方向に 10m 四方の格子状に対象地を区画した。



凡 例

- : 形質変更時要届出区域
(全域が規則58条第4項第9号に該当)
- : 対象外の土地(37番の土地)
- : 30m格子線
- : 単位区画線

A

1	2	3
4	5	6
7	8	9

地点名:A1-4

メッシュ番号の枝番号は
右図の通り

1